

5. 犯罪被害者支援業務



5-1 平成29年度における業務の概況

(1) DV等被害者法律相談援助業務の開始

平成30年1月24日、特定侵害行為（DV、ストーカー及び児童虐待）の被害を現に受けている疑いのある方を対象に法律相談援助を行う「DV等被害者法律相談援助業務」が開始された。

この援助は、相談者の資力にかかわらず、再被害の防止に必要であれば刑事・民事を問わず相談を実施できることなどを特徴としており、平成29年度の相談実績は141件（DV111件、ストーカー27件、児童虐待3件）であった（詳細は巻頭TOPIC 17ページ参照）。

援助の円滑な開始に向け、法テラス本部では、日本弁護士連合会、法務省等の関係機関と協議や意見交換を重ねるとともに援助への協力依頼等を実施し、地方事務所においても、弁護士会、警察等各地の関係機関・団体との調整に加え、被害者支援連絡協議会への参加や、DV等被害者法律相談援助業務をテーマとする地方協議会を開催するなどにより、対象となる方が適切に援助を利用できるよう、地域ネットワークにおける関係機関等との連携強化に努めた。

さらに、制度概要をわかりやすく表現した案内チラシや『ストーカー』『児童虐待』に関するQ&Aリーフレット等を新たに作成、配布するなど、関係機関等を通じた周知活動により一層取り組んだ。



犯罪被害者支援に関するリーフレット

（２）犯罪被害者支援業務の充実

法テラスは、平成16年12月に成立した犯罪被害者等基本法等の要請を受け、犯罪被害者に対する法的支援の分野で総合的な役割を果たすことを目指し、平成18年10月の業務開始当初から、犯罪被害者支援業務の体制を整備してきた。

全国の地方事務所に加え、サポートダイヤルに設置した犯罪被害者支援ダイヤルでは、支援に関する法制度や関係機関の情報提供を業務開始当初から実施しているところ、平成29年度には同ダイヤルでの対応件数が過去最多の13,461件となった。

犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士（精通弁護士）の紹介も業務開始当初から実施しているほか、平成20年12月からは刑事裁判に参加する被害者等が経済的に余裕のない場合に国選被害者参加弁護士を選定する「被害者参加人のための国選弁護制度」に関する業務、平成25年12月からは被害者参加人への旅費等支給業務、平成30年1月からは先述のDV等被害者法律相談援助業務を開始するなど、法テラスの取り扱う支援業務は徐々に拡充され、利用も増加している。また、日本弁護士連合会及び各地の弁護士会の協力により、業務の担い手である精通弁護士数、被害者参加弁護士契約弁護士数も引き続き増加傾向である。

（３）研修等の実施

平成29年度においては、被害者支援経験の豊かな検事を職員研修の講師として招き、犯罪の被害に遭われた方への二次的被害の防止や刑事手続についての実践的な講義を行い、職員の知識やスキルの向上に取り組んだ。研修の様子を録画し、DVDとして地方事務所に配布し共有することで、研修に参加できなかった職員にも研修の機会を提供した。

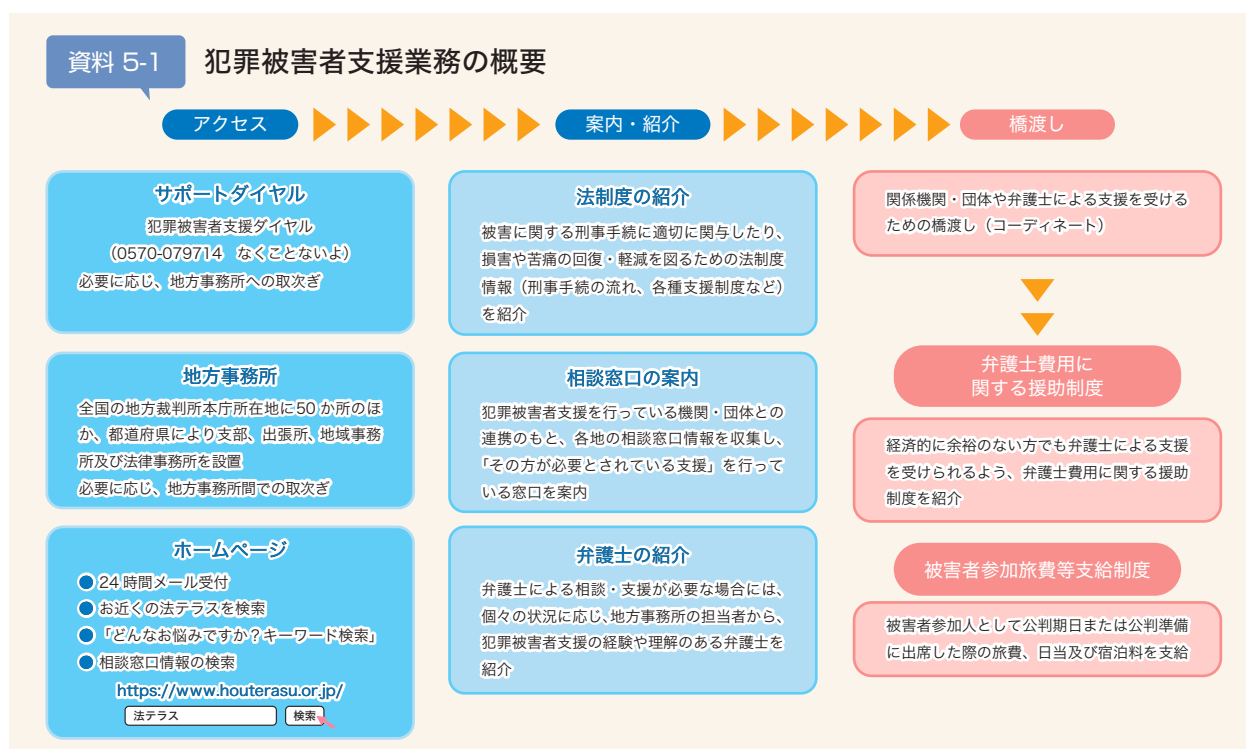
その他にも、職員が犯罪の被害に遭われた方の心情に配慮した対応ができるよう、精通弁護士紹介に至るケースを元にしたロールプレイ方式での研修を実施するとともに、関係機関が開催する各地の犯罪被害者支援員養成研修や講演会等へ積極的に参加して、幅広く知識を習得することにより、法テラスが提供する犯罪被害者支援の内容及び質の向上を図るよう努めている。

5-2 犯罪被害者支援業務

(1) 犯罪被害者支援業務等の概要

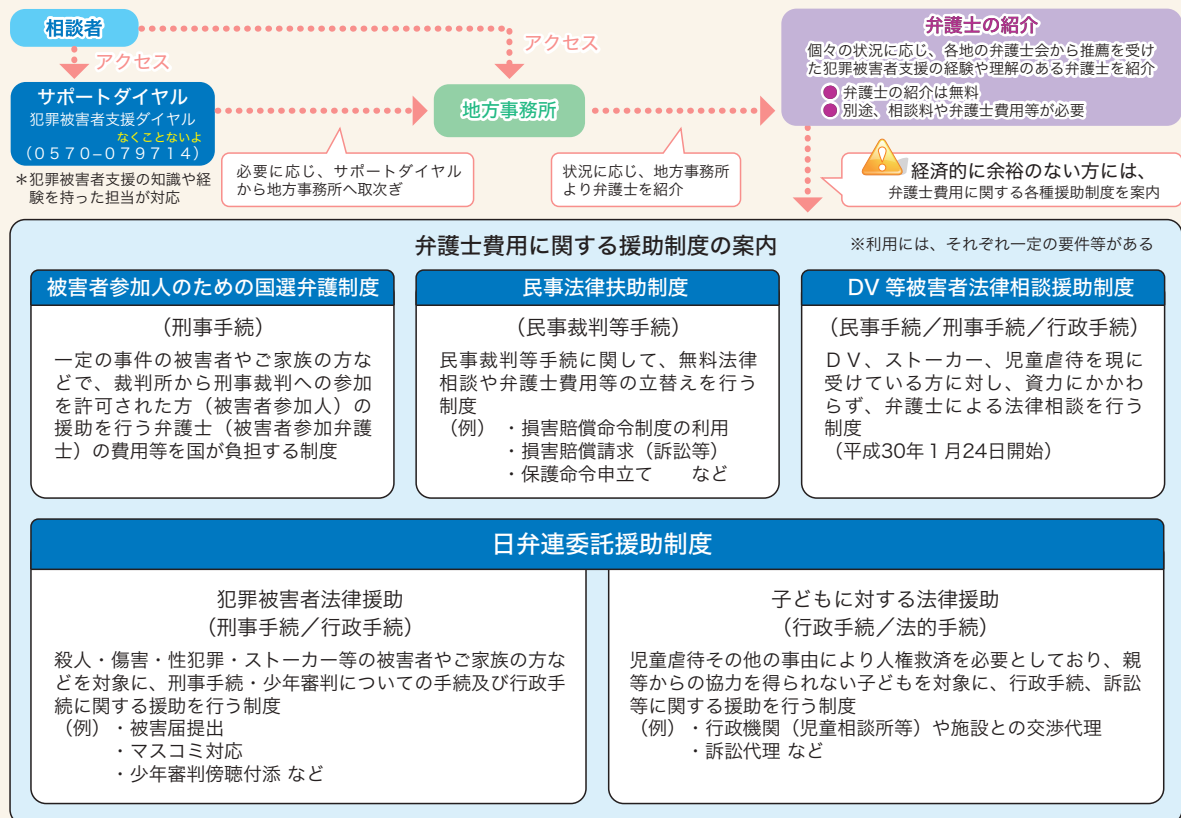
法テラスが実施する犯罪被害者支援業務は、犯罪の被害に遭われた方や家族の方などが、必要な支援を途切れることなく受けられるように、次の業務を行うものである。

- (ア) 犯罪被害者支援を行っている機関・団体の案内（紹介、取次ぎ等）
- (イ) 刑事手続の仕組みや、損害や苦痛の回復・軽減を図るための制度に関する情報の提供
- (ウ) 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介
- (エ) DV等被害者法律相談援助業務（巻頭TOPIC 17ページ参照）
- (オ) 被害者国選弁護関連業務（後記5-3で詳述する）
- (カ) 被害者参加旅費等支給業務（後記5-4で詳述する）



経済的に余裕がなく、資力などについて一定の要件に該当する被害者等は、資料5-2に記載の弁護士費用等に関する援助制度を利用することができる。

資料 5-2 弁護士費用等に関する援助制度



(2) サポートダイヤル（犯罪被害者支援ダイヤル）

ア 問合せ件数

サポートダイヤルには、一般ダイヤルの電話番号のほか、犯罪被害者支援専用の電話番号「犯罪被害者支援ダイヤル 0570-079714（なくことないよ）」を設けている。犯罪被害者支援の知識や経験を有する担当者が、二次的被害を与えることがないように被害者等の心情に配慮しながら、情報提供を行っている。

年度ごとの問合せ件数は資料5-3のとおりである。平成29年度には、犯罪被害者支援ダイヤルと地方事務所で受け付けた犯罪被害に関する問合せの総数が、業務開始から累計で26万件に達した。

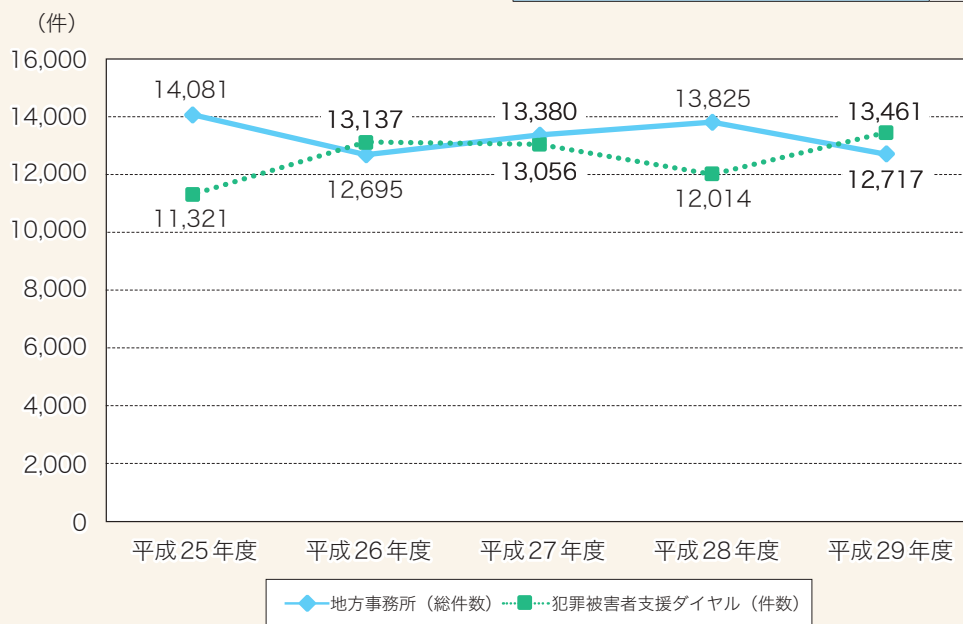
資料 5-3 犯罪被害者支援ダイヤルと地方事務所における問合せ件数の推移

(件)

問合せ対応実績	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
犯罪被害者支援ダイヤル(件数)	11,321	13,137	13,056	12,014	13,461
地方事務所(総件数)	14,081	12,695	13,380	13,825	12,717

【参考】 業務開始(平成18年10月)～平成29年度末の問合せ累計(件)

犯罪被害者支援ダイヤル(件数)	123,244 件
地方事務所(総件数)	145,500 件



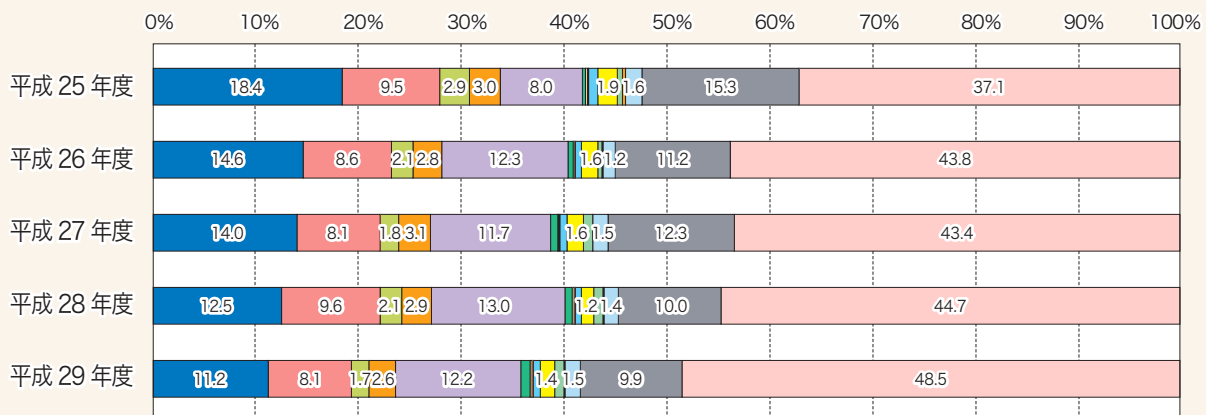
(注)「地方事務所」の件数は全地方事務所の合計値である。

イ 問合せ内容

平成29年度における問合せ内容の内訳は、資料5-4のとおりである。昨年度同様、DV被害が最も大きな割合を占め、次が生命・身体犯被害となった。また、架空請求トラブルや高齢者を狙う詐欺など、その他被害の割合は4割以上であり、様々な被害に関する問合せに対応している。

資料5-4

犯罪被害者支援ダイヤルで対応した問合せ内容の内訳の推移



■ 生命・身体犯被害	■ 性被害	■ 交通犯罪	■ ストーカー	■ DV	■ 児童虐待	■ 高齢者虐待	■ 障害者虐待	■ いじめ・嫌がらせ(子供・学生)	■ いじめ・嫌がらせ(職場)	■ セクシャル・ハラスメント	■ 民事介入暴力	■ 名誉毀損・プライバシー侵害・差別(人権)	■ その他の被害者相談・刑事手続・犯罪の成否等	■ その他(消費者被害等)
------------	-------	--------	---------	------	--------	---------	---------	-------------------	----------------	----------------	----------	------------------------	-------------------------	---------------

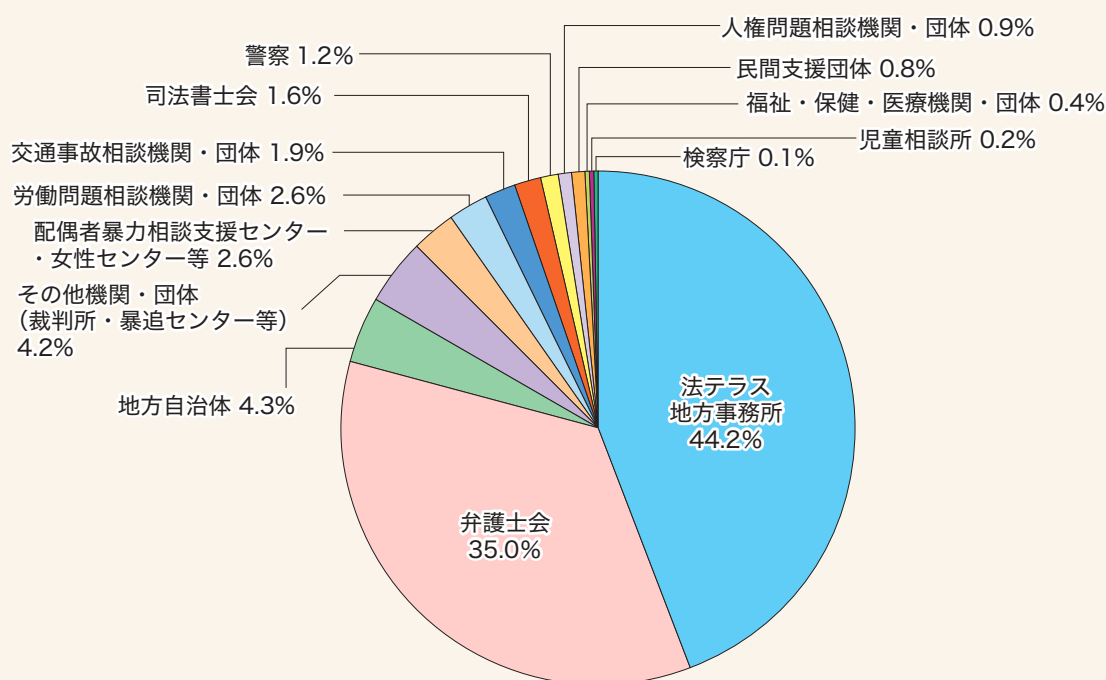
被害種別	生命・身体犯被害	性被害	交通犯罪	ストーカー	DV	児童虐待	高齢者虐待	障害者虐待	いじめ・嫌がらせ(子供・学生)	いじめ・嫌がらせ(職場)	セクシャル・ハラスメント	民事介入暴力	名誉毀損・プライバシー侵害・差別(人権)	その他の被害者相談・刑事手続・犯罪の成否等	その他(消費者被害等)
平成25年度	18.4%	9.5%	2.9%	3.0%	8.0%	0.3%	0.2%	0.1%	0.9%	1.9%	0.5%	0.3%	1.6%	15.3%	37.1%
平成26年度	14.6%	8.6%	2.1%	2.8%	12.3%	0.5%	0.1%	0.1%	0.6%	1.6%	0.4%	0.1%	1.2%	11.2%	43.8%
平成27年度	14.0%	8.1%	1.8%	3.1%	11.7%	0.7%	0.1%	0.1%	0.7%	1.6%	0.9%	0.0%	1.5%	12.3%	43.4%
平成28年度	12.5%	9.6%	2.1%	2.9%	13.0%	0.7%	0.2%	0.1%	0.6%	1.2%	0.9%	0.1%	1.4%	10.0%	44.7%
平成29年度	11.2%	8.1%	1.7%	2.6%	12.2%	0.9%	0.2%	0.1%	0.7%	1.4%	0.9%	0.1%	1.5%	9.9%	48.5%

ウ 紹介先

平成29年度に犯罪被害者支援ダイヤルで受け付けた問合せに対する紹介先は、法テラス地方事務所が最も多く44.2%を占めている。犯罪被害者やその家族などがアクセスしやすい地方事務所を紹介し、その地方事務所において各種援助制度の案内や弁護士紹介などを行っている。次いで弁護士会が35.0%を占めるが、これは各地方の弁護士会で行う法律相談を案内することが多いためである。その他、配偶者暴力相談支援センターや労働問題相談機関など、各被害内容に応じた相談窓口の紹介を行っている。

資料5-5

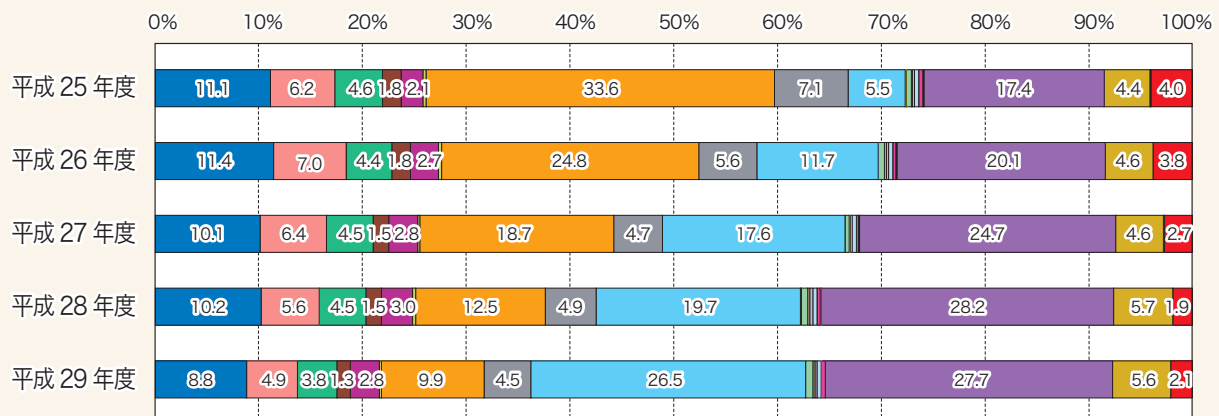
平成29年度犯罪被害者支援ダイヤルで対応した問合せに対する紹介先



工 認知媒体

犯罪被害者支援ダイヤルの認知媒体は、スマートフォン・携帯電話のホームページの割合が年々増加しており、平成29年度には26.5%を占めた。また、再利用も27.7%と例年どおり大きな割合を占めており、利用者の満足度の高さがうかがえる結果となった。

資料5-6 犯罪被害者支援ダイヤルの認知媒体の推移



認知媒体	警察	その他の関係機関	地方自治体	裁判所	弁護士(会)	司法書士(会)	ホームページ(パソコン)	パンフレット・リーフレット	ホームページ(スマホ・携帯)	新聞広告	チラシ	広報誌
平成25年度	11.1%	6.2%	4.6%	1.8%	2.1%	0.3%	33.6%	7.1%	5.5%	0.1%	0.5%	0.1%
平成26年度	11.4%	7.0%	4.4%	1.8%	2.7%	0.3%	24.8%	5.6%	11.7%	0.0%	0.6%	0.2%
平成27年度	10.1%	6.4%	4.5%	1.5%	2.8%	0.2%	18.7%	4.7%	17.6%	0.0%	0.4%	0.1%
平成28年度	10.2%	5.6%	4.5%	1.5%	3.0%	0.3%	12.5%	4.9%	19.7%	0.1%	0.6%	0.2%
平成29年度	8.8%	4.9%	3.8%	1.3%	2.8%	0.2%	9.9%	4.5%	26.5%	0.0%	0.7%	0.2%

認知媒体	ポスター	タウンページ	ラジオCM	折込チラシ	TV(CM・報道)	新聞記事	ラジオ報道	再利用	家族・友人・知人	104(番号案内)	その他
平成25年度	0.2%	0.4%	0.0%	0.0%	0.4%	0.1%	0.0%	17.4%	4.4%	0.1%	4.0%
平成26年度	0.2%	0.4%	0.0%	0.0%	0.3%	0.1%	0.0%	20.1%	4.6%	0.0%	3.8%
平成27年度	0.2%	0.4%	0.0%	0.0%	0.2%	0.1%	0.0%	24.7%	4.6%	0.1%	2.7%
平成28年度	0.3%	0.4%	0.0%	0.0%	0.3%	0.1%	0.0%	28.2%	5.7%	0.0%	1.9%
平成29年度	0.2%	0.4%	0.0%	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%	27.7%	5.6%	0.0%	2.1%

(3) 地方事務所

各地方事務所では、電話及び面談による情報提供、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介、DV等被害者法律相談援助業務及び被害者国選弁護関連業務を行っている。

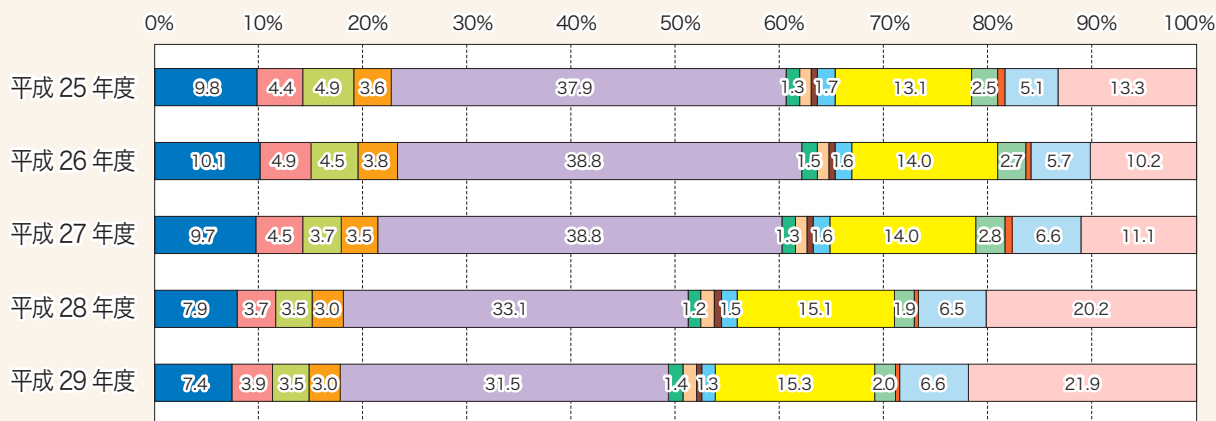
ア 問合せ件数

犯罪被害・刑事手続などに関する問合せ件数は、前掲資料5-3のとおりである。地方事務所ごとに広報活動を工夫するとともに、関係機関との連携を通じて業務内容の周知に取り組んでいる。業務開始以降の問合せ件数は累計145,500件となった。

イ 問合せ内容

平成29年度の問合せ内容内訳では、例年同様DVが最も多く、全体の31.5%を占めている。いじめ・嫌がらせ（職場）の割合は業務開始以来、減ることなく推移しており、15.3%となった。

資料5-7 地方事務所に対応した問合せ内容の内訳の推移



生命・身体犯被害	性被害	交通犯罪	ストーカー
DV	児童虐待	高齢者虐待	障害者虐待
いじめ・嫌がらせ(子供・学生)	いじめ・嫌がらせ(職場)	セクシャル・ハラスメント	民事介入暴力
名誉毀損・プライバシー侵害・差別(人権)	その他		

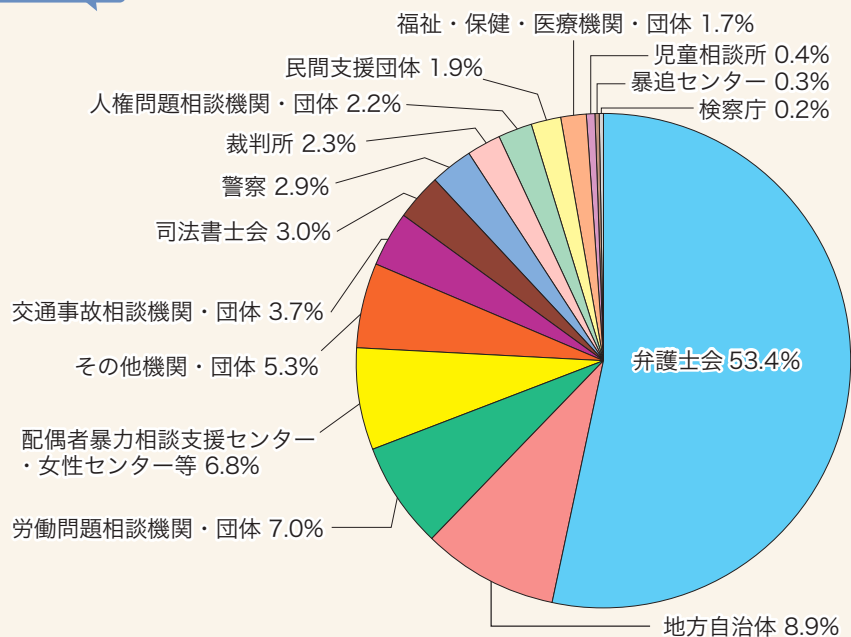
被害種別	生命・身体犯被害	性被害	交通犯罪	ストーカー	DV	児童虐待	高齢者虐待	障害者虐待	いじめ・嫌がらせ(子供・学生)	いじめ・嫌がらせ(職場)	セクシャル・ハラスメント	民事介入暴力	名誉毀損・プライバシー侵害・差別(人権)	その他
平成25年度	9.8%	4.4%	4.9%	3.6%	37.9%	1.3%	1.1%	0.6%	1.7%	13.1%	2.5%	0.7%	5.1%	13.3%
平成26年度	10.1%	4.9%	4.5%	3.8%	38.8%	1.5%	1.1%	0.6%	1.6%	14.0%	2.7%	0.5%	5.7%	10.2%
平成27年度	9.7%	4.5%	3.7%	3.5%	38.8%	1.3%	1.1%	0.6%	1.6%	14.0%	2.8%	0.7%	6.6%	11.1%
平成28年度	7.9%	3.7%	3.5%	3.0%	33.1%	1.2%	1.3%	0.7%	1.5%	15.1%	1.9%	0.4%	6.5%	20.2%
平成29年度	7.4%	3.9%	3.5%	3.0%	31.5%	1.4%	1.3%	0.5%	1.3%	15.3%	2.0%	0.4%	6.6%	21.9%

ウ 紹介先

平成29年度に地方事務所で受け付けた問合せに対する紹介先は、弁護士会が53.4%と最も多く、過半数を占めている。次いで地方自治体が8.9%となっている。

資料5-8

平成29年度地方事務所で対応した問合せに対する紹介先



エ 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介業務について

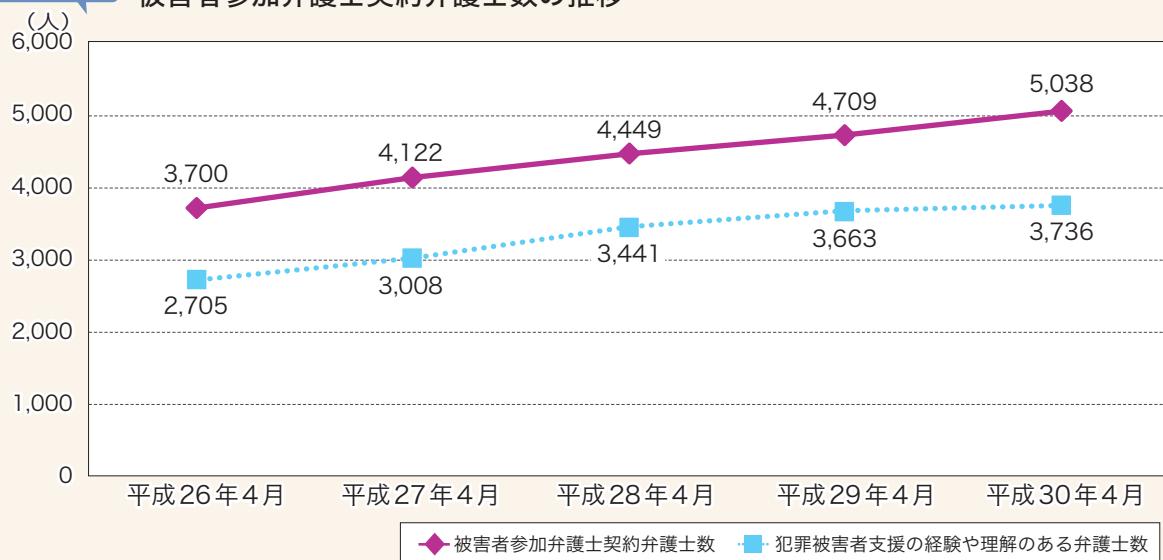
(ア) 弁護士数

弁護士会から推薦を受けた犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の数は、平成30年4月1日現在で3,736名となり、毎年度増加している。今後も日本弁護士連合会や各地の弁護士会との連携により、弁護士確保の取組を進めていく。

資料 5-9 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移

地方 事務所名	人数					増減数
	平成26年 4月1日	平成27年 4月1日	平成28年 4月1日	平成29年 4月1日	平成30年 4月1日	
札幌	105	121	142	166	186	81
函館	27	30	29	28	34	7
旭川	14	13	13	14	14	0
釧路	22	23	23	33	35	13
青森	24	29	26	45	39	15
岩手	24	26	27	27	28	4
宮城	65	71	77	75	84	19
秋田	38	39	39	40	39	1
山形	29	47	54	54	64	35
福島	24	30	37	42	47	23
茨城	55	64	77	78	77	22
栃木	51	99	62	62	59	8
群馬	45	47	47	47	43	-2
埼玉	36	37	38	41	41	5
千葉	111	145	86	85	93	-18
東京	208	272	322	370	372	164
神奈川	145	156	201	204	210	65
新潟	56	63	72	72	78	22
富山	16	17	22	22	22	6
石川	40	43	44	46	58	18
福井	36	38	43	42	43	7
山梨	38	37	36	36	37	-1
長野	75	75	152	152	152	77
岐阜	39	41	40	42	41	2
静岡	76	93	103	103	68	-8

資料 5-10 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数及び被害者参加弁護士契約弁護士数の推移

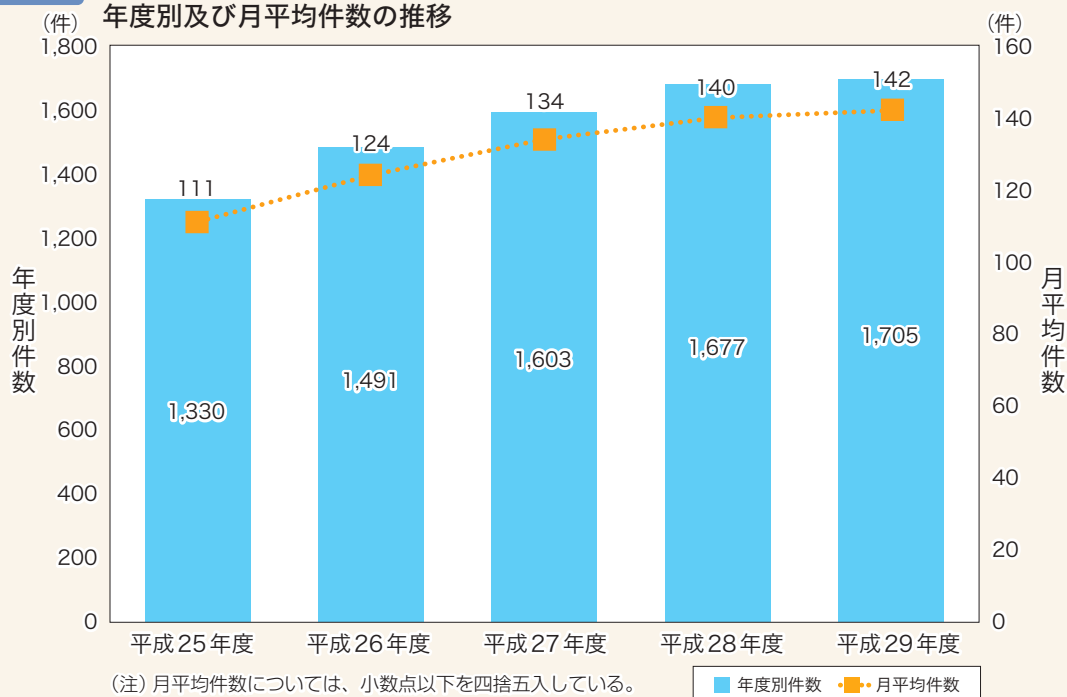


(注) 地方事務所別の契約弁護士数の推移については、後掲【資料5-14】のとおりである。

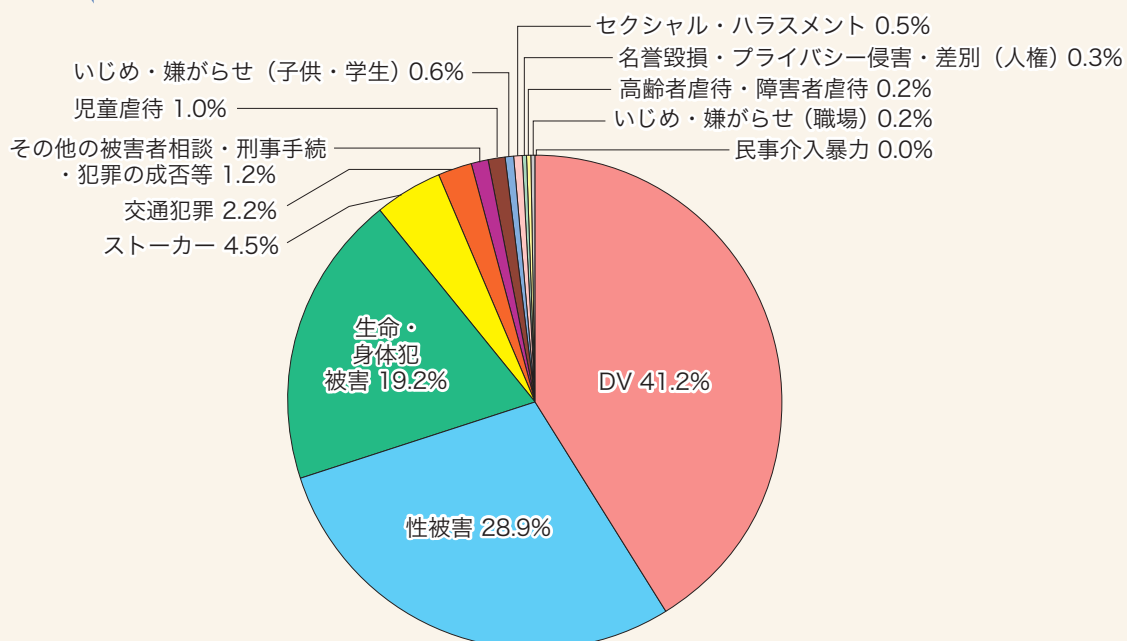
(イ) 弁護士紹介件数

平成29年度の弁護士紹介件数は1,705件となった。平成24年度に1,000件を超え、その後も継続して増加しており、今後も全国で弁護士を紹介する態勢の整備と拡充を図っていかねばならない。弁護士を紹介した案件の主な被害種別は、DV、性被害、生命・身体犯被害で、これらの被害種別で全体の89.3%を占めている。

資料 5-11 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介件数の
年度別及び月平均件数の推移



資料5-12 平成29年度犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介案件の被害種別内訳



5-3 被害者国選弁護関連業務

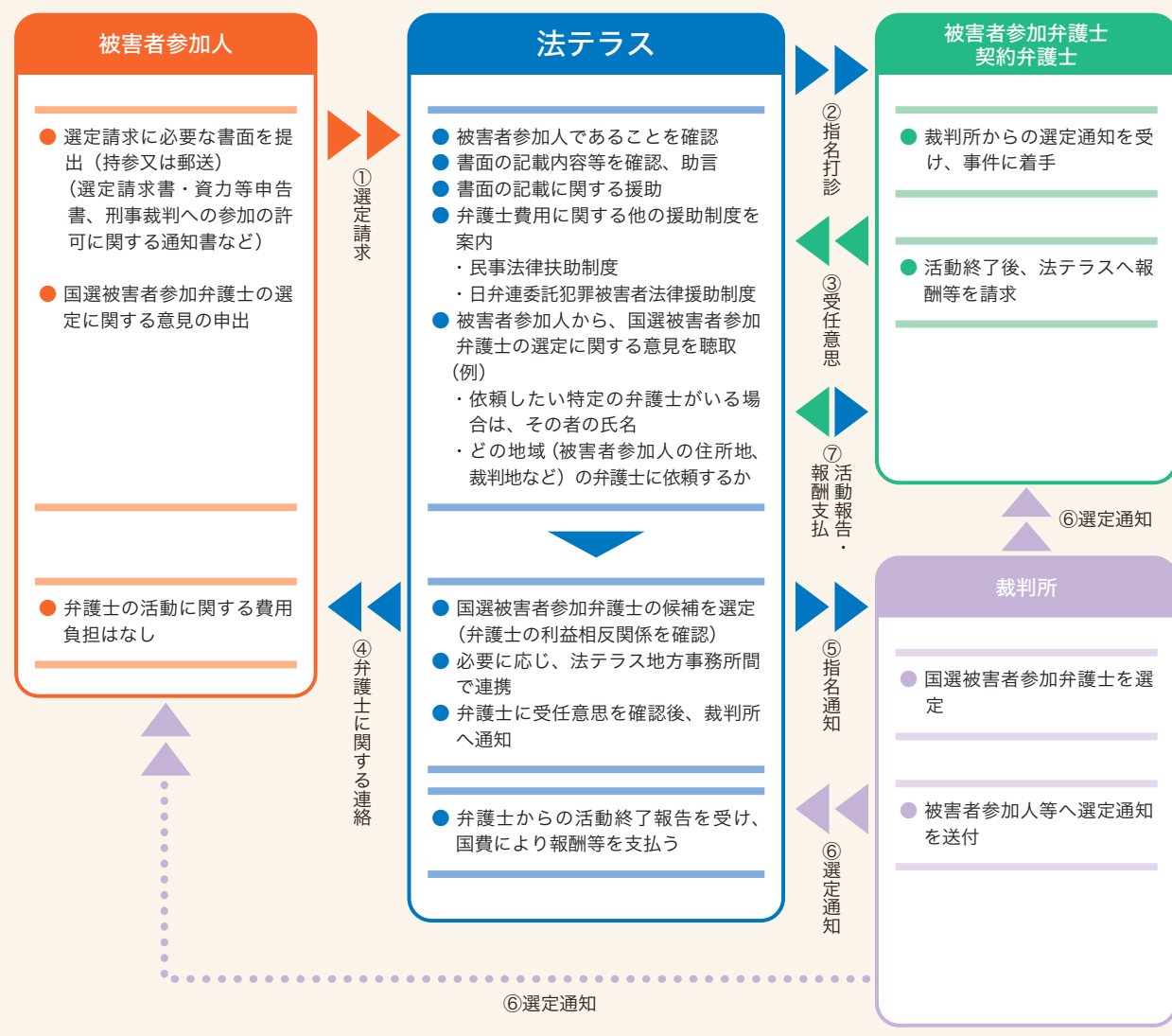
(1) 被害者参加制度と被害者参加人のための国選弁護制度

被害者参加制度とは、一定の犯罪の被害者等が、裁判所の許可を受けて公判期日に出席し、被告人に対する質問を行うなど、刑事裁判に直接参加することができる制度である。一定の犯罪とは、①殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、②強制わいせつ・強姦等(平成29年7月の改正刑法施行以前における罪名は強姦)等の罪、③自動車運転過失致死傷等の罪、④逮捕及び監禁の罪、⑤略取、誘拐、人身売買の罪等である。

被害者参加人のための国選弁護制度とは、刑事裁判への参加を許可された被害者等(被害者参加人)が、経済的に余裕がない場合でも弁護士による援助を受けられるように、裁判所が国選被害者参加弁護士を選定し、国がその費用を負担する制度である。

法テラスでは、全国の地方事務所において、国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士との契約締結、被害者参加人の意見聴取、国選被害者参加弁護士候補の指名及び裁判所への通知、国選被害者参加弁護士に対する報酬・費用の算定及び支払等の業務を行っている。

資料 5-13 国選被害者参加弁護士の選定請求手続の流れ



(2) 被害者国選弁護関連業務の実施状況

ア 被害者参加弁護士契約弁護士

被害者参加弁護士契約弁護士の人数は、平成30年4月1日現在で5,038名となった。前年度より329名、被害者参加制度が施行された平成20年度からは計3,491名の増加である。被害者参加人のための国選弁護制度の円滑な実施のために、今後も日本弁護士連合会や各弁護士会との連携のもと契約弁護士確保の取組を進めていく。

資料 5-14 被害者参加弁護士契約弁護士数の推移

地方 事務所名	人数					増減数
	平成26年 4月1日	平成27年 4月1日	平成28年 4月1日	平成29年 4月1日	平成30年 4月1日	
札幌	126	141	160	183	204	78
函館	27	30	32	34	34	7
旭川	43	48	54	59	57	14
釧路	39	40	45	45	48	9
青森	34	26	26	27	27	-7
岩手	36	34	34	32	34	-2
宮城	74	77	83	81	98	24
秋田	26	27	27	26	28	2
山形	39	46	43	52	52	13
福島	32	39	45	50	54	22
茨城	111	111	114	131	140	29
栃木	68	92	80	74	84	16
群馬	77	74	74	71	68	-9
埼玉	56	66	68	71	79	23
千葉	179	226	238	240	252	73
東京	399	451	494	552	673	274
神奈川	163	197	219	234	245	82
新潟	83	83	107	113	114	31
富山	20	21	27	27	35	15
石川	50	54	53	52	63	13
福井	42	47	48	49	54	12
山梨	34	38	39	40	41	7
長野	119	127	135	117	121	2
岐阜	31	33	33	35	35	4
静岡	48	77	101	91	104	56
愛知	122	140	144	152	161	39
三重	50	50	57	59	58	8
滋賀	30	32	36	37	37	7
京都	141	137	165	178	173	32
大阪	137	150	168	199	215	78
兵庫	84	103	113	127	136	52
奈良	42	42	31	34	76	34
和歌山	33	33	33	41	35	2
鳥取	33	43	42	42	36	3
島根	29	33	41	42	35	6
岡山	53	64	78	72	74	21
広島	112	129	138	145	144	32
山口	65	82	89	95	102	37
徳島	43	49	52	52	53	10
香川	28	28	24	36	36	8
愛媛	31	31	35	39	46	15
高知	32	38	39	38	39	7
福岡	199	215	246	263	268	69
佐賀	58	60	59	71	64	6
長崎	75	81	79	81	85	10
熊本	131	135	132	139	135	4
大分	60	71	75	80	80	20
宮崎	82	87	90	96	98	16
鹿児島	34	42	49	55	55	21
沖縄	40	42	55	50	53	13
合 計	3,700	4,122	4,449	4,709	5,038	1,338

イ 選定請求状況

平成29年度は561件の選定請求を受け、制度が施行された平成20年12月から平成29年3月までに受け付けた選定請求は累計3,475件となった。過去5年間の罪名内訳を見ると、強制わいせつ・強制性交等は毎年度増加を続け、平成29年度は全体の48.7%を占めている。

資料 5-15 選定請求件数及び罪名内訳

罪 名	選定請求件数 (件)						
	合計	(割合)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
殺人(殺人未遂)	284	(11.7%)	47	56	66	57	58
傷害	329	(13.6%)	53	61	79	65	71
傷害致死	125	(5.2%)	15	29	22	25	34
強制わいせつ、強制性交等等	1,132	(46.6%)	175	207	228	249	273
危険運転致死傷	76	(3.1%)	14	12	17	14	19
業務上過失致死傷	15	(0.6%)	1	5	5	3	1
重過失致死傷	2	(0.1%)	0	0	0	2	0
過失運転致死傷等	274	(11.3%)	47	37	66	66	58
逮捕・監禁等	41	(1.7%)	6	9	9	10	7
略取・誘拐等	13	(0.5%)	2	1	3	2	5
人身売買	0	(0.0%)	0	0	0	0	0
強盗致死傷、強盗・強制性交等等	118	(4.9%)	20	30	26	17	25
その他刑法犯	13	(0.5%)	3	3	0	1	6
特別法犯	5	(0.2%)	0	1	0	0	4
合計	2,427	(100.0%)	383	451	521	511	561

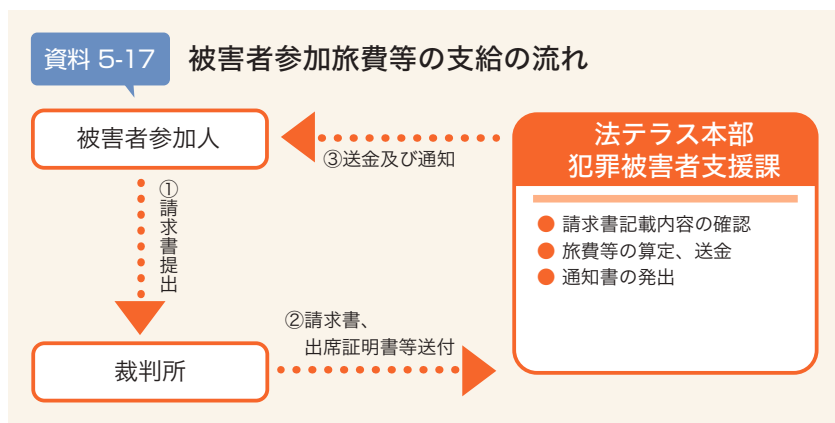
資料 5-16 通常第一審事件のうち被害者参加を許可された人員数と
国選被害者参加弁護士への委託人員数 (司法統計による)

罪名	被害者参加を許可された人員数						国選被害者参加弁護士への委託人員数						国選率 (B/A)
	25年	26年	27年	28年	29年	合計(A)	25年	26年	27年	28年	29年	合計(B)	
殺人(殺人未遂)	112	101	157	130	94	594	67	55	74	80	44	320	53.9%
傷害	121	106	128	136	126	617	57	51	70	67	65	310	50.2%
傷害致死	90	41	68	92	48	339	41	27	34	48	36	186	54.9%
強制わいせつ、強制性交 等等	188	254	270	290	321	1,323	140	177	179	213	238	947	71.6%
危険運転致死傷	50	34	17	5	0	106	13	9	6	0	0	28	26.4%
業務上過失致死傷	175	45	56	26	29	331	0	4	1	8	11	24	7.3%
重過失致死傷	3	6	2	4	5	20	0	0	0	1	0	1	5.0%
自動車運転過失致死傷	433	467	168	29	10	1,107	60	66	20	5	1	152	13.7%
逮捕・監禁等	10	5	4	6	16	41	3	0	4	3	8	18	43.9%
略取・誘拐等	2	9	16	2	14	43	2	1	14	2	7	26	60.5%
強盗致死傷、強盗・強制 性交等等	57	74	62	54	56	303	18	51	44	30	31	174	57.4%
その他刑法犯	7	12	28	18	26	91	3	8	18	10	21	60	65.9%
道路交通法違反	48	43	34	44	47	216	5	9	8	11	14	47	21.8%
自動車運転致死傷処罰法違反	-	26	357	557	585	1,525	-	2	60	98	75	235	15.4%
その他特別法犯	2	4	10	3	3	22	1	2	1	2	1	7	31.8%
合計	1,298	1,227	1,377	1,396	1,380	6,678	410	462	533	578	552	2,535	38.0%

5-4 被害者参加旅費等支給業務

(1) 被害者参加旅費等支給制度の概要

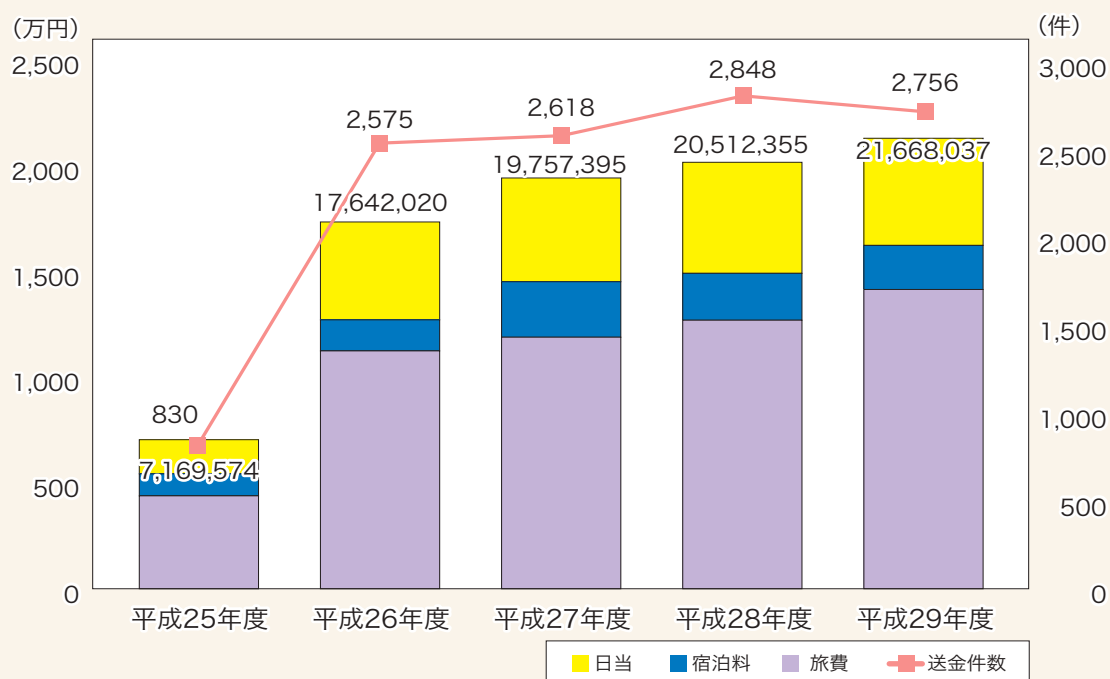
被害者参加旅費等支給制度とは、被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席した被害者等に、国がその旅費、日当及び宿泊料を支給し、経済的に支援する制度である。資力等にかかわらず、全ての被害者参加人が支給を受けることができる。法テラスでは、旅費等の算定及び送金業務などを行っている。



(2) 被害者参加旅費等支給業務の実績

平成29年度は被害者参加人から2,685件の請求を受け、計2166万8037円の旅費等を送金した。制度が施行された平成25年度から、旅費等の送金額は毎年度増加している。今後も裁判所等との連携のもと、迅速な旅費等の支給に努める。

資料 5-18 被害者参加旅費等支給業務実績の推移



	請求 件数	送金		旅費		日当		宿泊料	
		件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)
平成 25 年度	939	830	7,169,574	813	4,469,274	803	1,640,700	63	1,059,600
平成 26 年度	2,578	2,575	17,642,020	2,529	11,440,220	2,506	4,707,200	91	1,494,600
平成 27 年度	2,594	2,618	19,757,395	2,526	12,098,595	2,531	4,989,100	121	2,669,700
平成 28 年度	2,912	2,848	20,512,355	2,771	12,916,455	2,758	5,340,200	126	2,255,700
平成 29 年度	2,685	2,756	21,668,037	2,687	14,394,937	2,701	5,152,400	157	2,120,700
計	11,708	11,627	86,749,381	11,326	55,319,481	11,299	21,829,600	558	9,600,300

(注) 被害者参加旅費等支給制度は平成25年12月より導入された。